



2007年6月19日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株式会社
代表者役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 船 木 俊 之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (0 6) 6 3 9 8 - 2 5 0 0

**株式会社モリテックスが発送されました2007年6月14日付
「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題する文書等について**

株式会社モリテックス（以下「モリテックス社」といいます。）は、2007年6月14日付で、「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題する文書（葉書）（以下「本件文書」といいます。）をモリテックス社の全株主様宛てに送付されましたが、これに対する当社の見解を、下記のとおりお知らせいたします。

記

本件文書には「【重要】」として、「是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたいようお願い申し上げます。」と記載されていること等から、本件文書に記載の「議決権行使をした株主様には Quo カードを進呈する」という取り扱いには、会社支配を確保すべく会社提案の可決を図るため、会社提案に賛成する議決権行使を促す目的で Quo カードを供与するものとして、利益供与禁止の規制（会社法120条1項、970条1項）および取締役の善管注意義務（会社法330条、民法644条）等に違反するのではないかとといった重大な法律上の問題があります。

また、モリテックス社の上記取り扱いは、株主総会における公正な株主意思の形成を阻害するものであります。したがって当社は、モリテックス社に対し、本件文書に記載の取り扱いに関して、本日付で厳重に抗議を申し入れるとともに、これに対処すべく必要な措置を開始いたしました。

なお、モリテックス社が送付された本件文書の記載は、あたかも2007年6月27日に開催予定のモリテックス社第35回定時株主総会に関し、会社提案に賛成した株主様に対してのみ、Quoカードが進呈されるような誤解を与えかねない記載となっておりますが、モリテックス社が株主の皆様以前送付された書面を総合すると、本件文書の趣旨は、モリテックス社の会社提案に反対した株主様および当社に委任状を提出した株主様に対しても、Quoカードは進呈されるという趣旨だと理解されますので、本件文書の記載によって議決権の行使を左右されないよう御留意ください。

また、モリテックス社は、同社および同社連結子会社の従業員の方々の95.84%が本株主提案に対して反対している旨公表し、モリテックス社の全株主様宛てにその旨記載した文書を送付されております。

しかしながら、これについては、モリテックス社の現役従業員の方々から、「反対意思表明文書への署名は、人事権を背景とした強制的な雰囲気の中で行われたものであって、実際には署名をした従業員の中には、株主提案を支持している者も多数存在しており、モリテックス社および連結子会社の従業員の方々の95.84%が本株主提案に反対しているという事実はないので、株主の方にも真実を伝えて欲しい」という趣旨の依頼が、書面でも口頭でも複数当社に寄せられております。

このように、モリテックス社が公表している従業員の方々の上記意向も、その真実性には多大な疑念があるといわざるを得ないものであり、株主の皆様におかれましても、モリテックス社が公表している従業員の方々の方々の意向に関する情報によって、議決権の行使を左右されないよう御留意ください。

以 上